

令和5年度第2回 遠野市上下水道事業審議会 会議録（概要）

- 日 時 令和5年9月26日（火） 午後1時30分から午後3時35分まで
- 場 所 遠野市役所本庁舎3階 大会議室
- 出席者

(1) 委員（9名）

会 長	菊池 明敏	副会長	立花 恒	委 員	新田 玲子
委 員	山蔭 和子	委 員	松田 克之	委 員	菊池 宏
委 員	千葉 孝造	委 員	菊池 正	委 員	伊賀 浩人

(2) 遠野市下水道事業（7名）

市 長	多田 一彦				
環境整備部長		村上 明洋	上下水道課長	石田 史樹	
課長補佐兼下水道係長	細川 勝利		経営係長	福田 比呂子	
経営係主査	菊池 一茂		経営係主任	鈴木 亮	

- 会議の概要

【開会 午後1時30分】

1 開会

2 市長あいさつ

本日は、今後の下水道事業の安定的な経営に向けて必要となる「使用料の水準」について、審議をお願いします。また、その水準による使用料収入を確保するための「使用料体系」についても協議いただきたい。

委員の皆様の忌憚のない御意見をお願いしたい。

3 審議会会長あいさつ

本日の審議から核心の部分に入る。今回の議論は非常に重要な内容となるので、忌憚のない意見をお願いしたい。

現在、人口の多少にかかわらず、全国どの市町村でも使用水量の減少が課題となっており、非常に厳しい状況にあるという認識を持って対応していくことが重要。

4 審議（適切な下水道使用料の水準について）及び5 協議（適切な下水道使用料体系について）

【事務局からの説明の概要】

【1 遠野市の下水道使用料体系（現行）】（資料①1ページ）及び2 県内14市の下水道使用料体系の比較】（資料①2ページ）

- ・遠野市の下水道使用料は、県内14市中では2番目に安い水準にある。（使用水量20立方メートル当たりで税込 2,612円）

【3 今後の収支均衡の維持に必要な使用料水準の試算】（資料① 3 ページ）

- ・本市の下水道事業が、令和6年度以降の5年間、10年間、15年間の収支均衡を維持するために、どこまで使用料水準の引き上げ（使用料の改定）が必要となるかを試算した。
- ・試算に当たっては、現行の一般会計からの繰入れを今後も継続することを前提としているが、毎年赤字補填を減らしていくことを目標としている。
- ・使用水量20立方メートル当たりの使用料水準を次の6段階に設定し、これらを用いて算定した使用料収入により、下水道事業が今後何年間、収支均衡を維持することができるかを試算した。

案① 税込 3,300円（税抜 3,000円）

案② 税込 3,410円（税抜 3,100円）

案③ 税込 3,520円（税抜 3,200円）

案④ 税込 3,630円（税抜 3,300円）

案⑤ 税込 3,740円（税抜 3,400円）

案⑥ 税込 3,850円（税抜 3,500円）

【4 各使用料水準の試算に用いた使用料体系】（資料① 4 ページ）

- ・水準案①の使用料体系（計算方法）は、県内他市の例を参考とした。
- ・水準案②は、水準案①の基本使用料に55円を加算し、各従量使用料に5.5円を加算して算出した。水準案③～⑥についても同様に、これらの額を順次加算していくことで算出した。

【5 試算の結果】（資料① 5 ページ）

- ・資料① 5 ページ左下の表は、令和6年度以降に必要な維持管理費の額と、使用料水準案①～⑥を用いて算定した使用料収入の額による、5年ごとの収支状況の試算の結果。なお、それぞれの水準案による試算結果の詳細は、別紙「下水道使用料必要水準検討シート」（資料②）のとおり。
- ・水準案①（税込 3,300円）と水準案②（税込 3,410円）では、5年間の収支均衡を維持することもできない。
- ・5年間の収支均衡を維持するためには、水準案③（税込 3,520円）以上までの使用料改定が必要となる。また、10年間、15年間と収支均衡を維持していくためには、水準案⑤（税込 3,740円）、水準案⑥（税込 3,850円）以上までの使用料改定が必要となる。
- ・別紙「使用水量別下水道使用料比較表」（資料③）は、仮に水準案③（税込 3,520円）まで使用料改定を行うとした場合、使用水量ごとの使用料の額が、

現行と比較してどのぐらい増えるかを試算したもの。例えば、使用水量20立方メートルでは、現行の2,612円から908円の増となる。

- ・市全体の下水道使用者の約半数（45.1パーセント）は、一月の使用水量が10立方メートル以下。また、使用水量11～20立方メートルの使用者は31.2パーセント。合わせて約76パーセントの使用者は、一月の使用水量が20立方メートル以下という状況。

【6 今回審議いただく事項】（資料① 6ページ）

- ・今回提示した試算の結果と、前回までの協議の内容を踏まえて、水準案①～⑥のうち、どの段階まで使用料を改定することが望ましいかを審議いただき、審議会としての結論をまとめていただきたい。
- ・また、審議で決定した使用料水準に基づく使用料収入を確保するための使用料体系（計算方法）をどのように設定すべきかについて意見をいただき、次回の審議会で、使用料体系の案をお示ししたい。
- ・今回提示した使用料水準の案は、あくまで最低限必要となる額として示したものであり、今回は5～20年後までの見込みを試算したが、今後も本市の下水道事業の経営は非常に厳しい状況が続くことから、今後も使用料の見直しを定期的に行っていかなければならない。

(2) 資料「適切な下水道使用料体系について」に関する質疑応答

委員： 「使用水量別下水道使用料比較表」（資料②）に記載している構成比は、資料① 5ページの、5～20年後までの収支の過不足の見込額にも反映されているのか。

事務局： 委員のお考えのとおりの方法で試算している。

委員： 現在の使用料からの増加率はどのぐらいになるのか。

事務局： 水準案③（税込 3,520円）の場合、基本使用料を税込 1,958円として試算しており、現行（税込 1,442円）からの増加率は、約35.8パーセントとなる。なお、本市では、政策的判断により、これまで基本使用料を1,442円のまま据え置いてきたため、基本使用料だけ見ると、増加率が大きく見えてしまう。

会長： 他市町村では、消費税改定など、機会を捉えて段階的に基本使用料を上げているが、遠野市では、基本使用料を1,442円のまま据え置いてきたため、基本使用料を逆に値下げし続けてきたとも言える。

今回示された比較表では、使用水量が多くなればその分だけ使用料が増える形になっており、基本使用料は月500円程度の増額に抑えられているため、

値上げに対しての不公平感はあまり感じられないのではないか。

【参考資料として、「県内市町村 有収水量 1立方メートル当たりの維持管理費、使用料単価等」（当日配付資料①）を配付】

【当日配付資料①の概要】

- ・令和3年度決算で、県内各市町村の有収水量に対する1立方メートル当たりの汚水処理にかかった金額と、使用料として集めた金額にどれぐらいの差があるのかを示した資料であり、総務省が公表しているもの。
- ・遠野市では、1立方メートルの汚水をきれいにするために189円の費用がかかっているが、それに対して使用料収入は144円であるため、1立方メートルの汚水を処理するたびに、45円の赤字が生じていることになる。

会 長： 使用料収入から維持管理費を差し引いて、大きく黒字が生じている市町村は、施設の更新費用を見込んで使用料を設定していると思われる。

遠野市は、維持管理費だけでもなんとか使用料で賄っていくようにしようという考え方。本来は、施設の更新費用も見込んで使用料を設定するのが原則だが、遠野市は、まだそこまで考えられる段階にも至っていないのが現実。

維持管理費だけでも使用料収入では賄えない現状に加えて、今後も一般会計から多額の繰入れを受け続けなければならないという遠野市の現実を、よく考えていただきたい。

委 員： 原則どおり、施設の更新費用も見込むべきではないか。

会 長： 事務局から示された水準案①～⑥は、「維持管理費のみの収支均衡を図るために、最低限どの程度まで使用料改定が必要となるか」という内容。施設の更新費用も見込んで使用料を算定した場合、おそらく現行の3～4倍の額になると思われる。

水準案③（税込 3,520円）は、「5年間の収支均衡が見込まれる」ということだが、逆に言えば「5年間しかもたない」ということ。5年後には、それ以後の収支均衡が図られるよう、再度必ず使用料改定をしなければならない。

今後の更新の際に、施設の規模や設備を必要最小限まで縮小していくことで、更新費用を抑えることができる可能性もある。浄化槽による個別処理方式に切り換えていくことも、その方法の一つとして考えられる。

委 員： 個別処理への切り換えで減らせるのは、管路の更新費だけではないか。処理場の維持管理費には、減らせる要素はないのでは。

また、浄化槽による個別処理に切り換えていく場合でも、一戸一戸に浄化槽を設置するのではなく、大きな人槽の浄化槽を複数の住宅で共同設置して、個人の負担を減らすというような方法もあるのではないかと。

会 長： 個別処理に切り換えることにより、管路の更新費はゼロになる。また、処理場を更新する際に、処理水量の減少の状況に合わせて処理能力を縮小することで、維持管理費も減らすことができる。

実際、今の遠野市の処理場の稼働率は高いとはいえない。仮に、稼働率が本来の施設の処理能力の30パーセントしかなければ、残りの70パーセントは無駄な施設ということになる。その処理能力のまま施設を更新した場合、また70パーセント分の無駄な更新費用や維持管理費がかかることになる。

人口は今後も減少する一方なので、昔の人口規模の見込みで整備した大きな処理場の規模を、更新のタイミングでいかに小さくできるかが重要。処理能力を縮小すれば、維持管理費も減らすことができる。絶対に、現在と同じ規模で施設を更新してはならない。

また、委員の御発言のとおり、100～200人槽の浄化槽を共同で設置している自治体もある。施設のダウンサイジングには様々な方法が考えられる。

【その他の質疑なし】

(3) 「適切な下水道使用料水準」についての審議

ここまでの説明・質疑を踏まえて、下水道事業が令和6年度以降の収支均衡を維持するために最低限確保すべき使用料水準を、資料①3ページで提示した水準案①～⑥のうちどの案に設定するのが望ましいと考えるか、各委員から発言をいただき、審議を進めた。

委 員： 仮に、水準案③（税込 3,520円）の場合、一般会計からの繰入額はどのくらいになるのか。

事務局： どの水準案でも、一般会計からの繰入額は、前回の審議会でお示した繰入額の見通しと同じ額で試算している。ただし、水準案③（税込3,520円）以下の水準では、資料①5ページのとおり、今後生じる見込みの赤字の補填のため、さらに一般会計からの繰入れが必要になるということになる。

委 員： 今のままでは先の見通しが立たないということは理解するが、使用料を上げるとなれば、使用者が納得できる、分かりやすい説明が必要だと思う。

水準案③（税込 3,520円）までの使用料改定はやむを得ないと思う。

委 員： 今後10～15年の経営状況を考えれば、今の段階で水準案④（税込 3,630

円) ぐらいまで改定して、今後の経営状況を見ながら対策を議論していったほうがいいのではないかとと思うが、現時点では、水準案③(税込 3,520円) ぐらいにとどめておくべきではないか。

委員： 水準案③(税込 3,520円) までの改定であれば、使用者の負担は微増の範囲だと思う。現時点ではここまでの改定として、今後の状況を見ながら、5年後に再度検討する方向で行くべきではないか。

委員： 最低でも10年先の経営状況まで考えて見直しをしなければならないと思うので、水準案⑤(税込 3,740円) が妥当だと思う。

水準案③(税込3,520円) と水準案⑤(税込3,740円) を比較すると、月200円ぐらいの差しかない。この月200円で、あと5年先までの下水道の経営が担保されると考えれば、有意義な負担と言えるのでは。

委員： 今回の試算は、今後の使用者の減少についても見込んでいるということだが、実際の人口減少の速度がどうなっていくのか、非常に心配。

水準案⑤(税込 3,740円) まで改定して、今後の経営状況を維持していくべきだと思う。

委員： 水準案⑤(税込3,740円) でいくべきではないか。この問題を次の世代に先送りしないようにしたい。

委員： 使用料の改定はすべきだと思うが、使用者の負担が急激に大きくならないよう、今回は水準案③(税込 3,520円) までとしたほうがいいと思う。

委員： 使用者からすれば、使用料が急に上がるのは抵抗があると思う。水準案③(税込3,520円) までの改定であれば、理解は得られるのではないか。

水準案③(税込 3,520円) から水準案④(税込 3,630円) ぐらいまでの改定は必要ではないか。

会長： 委員全員から御発言いただいた。大きくは、水準案③(税込 3,520円) と水準案⑤(税込 3,740円) という意見に分かれたが、最低限、水準案③以上の改定が必要、というところまでは、考えは一致していると思う。

個人的な意見だが、水準案③(税込 3,520円) では、試算の段階でも5年しかもたない見込みという状況。実際の収入は試算を下回ることがほとんどであり、果たして本当に5年もつのだろうかという懸念もある。

委員： 水準案⑤(税込 3,740円) では、今までの遠野市の下水道使用料の安さを考えると、いきなりの値上げで使用者も驚くと思うが、納得できる内容の説明があれば、理解は得られるのではないかと思う。

会長： 使用者に説明する内容は、「将来に向けて、負担を先延ばしにすることはできない」ということに尽きると思う。

遠野市は、今まで使用料をかなり低く設定をしてきたことに加え、実質的

に基本使用料の値下げまでしてきたのが現状。

他の自治体では、機会をとらえて段階的に使用料を上げてきた。遠野市は、それをしてこなかった分の負担、ツケが今回ってきている状態。少しでもこのツケを解消し、なるべく次の世代に多大な負担をさせようとしなければならない。

委員： 先ほども述べたが、水準案③（税込 3,520円）と水準案⑤（税込 3,740円）では、月200円の差しかない。将来の安心を月200円で担保すると思えば、決して高くはないのではないか。5年先を見込んだ改定では、あまりに期間が短すぎると思う。

また、使用料を上げることで一般会計からの繰入れを減らすことができれば、その減らした分を他の政策に使うことができると思う。

事務局： 次回の審議会は、使用料体系について審議いただくこととなるが、使用水量が多ければ多いほど使用料が上がる形とするのか、生活困窮者など一定の層に配慮する形とするのかなど、使用料体系の設定の方法によっては、最低限の水準は保ちつつ、使用者の負担をある程度軽減する形も検討できるのではないかと考えている。

仮に、本日の審議で、使用料水準についての結論をまとめるのが難しい場合は、次第の5の協議事項としている使用料体系についても御意見をいただいて、次回の審議会に、その内容を考慮した使用料体系の案を提示した上で、適切な使用料水準と使用料体系の双方について審議いただき、結論をまとめていただければと考えている。

【参考資料として、水準案⑤（税込み 3,740円）の使用料体系（当日配付資料②）及び「使用水量別下水道使用料比較表」（当日配付資料③）を配付】

委員： 次回の審議会では、水準案③（税込 3,520円）と水準案⑤（税込 3,740円）それぞれについて、使用料体系の案を数パターン作っていただきたい。

会長： この比較表では、水準案③（税込 3,520円）、水準案⑤（税込 3,740円）とも、バランスが取れた上がり幅で、あまり違和感はないと思われる。

遠野市では、一月の使用水量が0～10立方メートルの使用者が全体の45パーセントを占めている。この層の使用者が、水準案⑤（税込 3,740円）でいえば、基本使用料の1,442円から2,068円（626円の増額）という上がり幅を許容できるかどうかが課題となる。

委員： 市の財政状況が厳しいのも分かるし、使用料が上がるのもやむを得ないと思うが、使用者にとっては、急激に上がるというのも厳しいのではないか。

委員： 基本使用料を下げる以外に、経済的に困窮している方への配慮の方法はあるのか。

会長： 一月の使用水量が1立方メートル未満の利用者もかなりいると思われる。
基本使用料は一律の額として利用者全員から徴収し、0～10立方メートルまでの基本水量を廃止して、1立方メートルから使用した水量分だけ使用料を徴収する方法に転換する自治体も増えてきている。

なお、今回使用料をどのような形で改定したとしても、今後5年ごとに必ず経営状況を検証した上で、使用料の見直しの必要性を判断しなければならないことに留意願いたい。

【その他意見等なし】

会長： では、本日の審議は、今後の下水道事業の収支均衡を図るために必要な使用料水準について、水準案③（税込 3,520円）と水準案⑤（税込 3,740円）に絞るところまでにとどめることとし、次回の審議会では、事務局からそれぞれの水準案に係る使用料体系の案を数パターン示していただいた上で、使用料水準と使用料体系について併せて審議し、当審議会としての結論をまとめることとしてよろしいか。

【異議なし】

6 その他

第3回審議会は、11月27日（月）の午後1時30分から、遠野浄化センター会議室で行う予定としている。

7 閉会

【閉会 午後3時35分】